

議案第25号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例中一部改正の件
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年芽室町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「前条」を「前2条」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第2条の次に次の1条を加える。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして町長の認める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日におけることとなる号俸の1号俸（同日において36歳に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして町長の定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

平成23年人事院勧告において給与改定が勧告されたことに伴い、町職員の給与条例等を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>第1条 一略一</p> <p>第2条 一略一</p> <p><u>(平成24年4月1日における号俸の調整)</u></p> <p><u>第3条 平成24年4月1日において42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして町長の認める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日におけることとなる号俸の1号俸(同日において36歳に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)であつて、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして町長の定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条 一略一</p> <p>第2条 一略一</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。</p>